

株式会社オーラッド 担当：浅井

**TEL0532-55-7788 FAX0532-55-7789**E-mail [asai-orad@onocom.co.jp](mailto:asai-orad@onocom.co.jp)

〔医療と介護の経営情報〕

建築設計・コンサルの ㈱オーラッド

**医療制度改革案のねらいは！****医療及び福祉を大改革の情報提供および今後の展開に****少しでもお役に立つよう、最新ニュースの提供・建築提案を行ってます****ORADMEDICALNEWS****2006/10/07****■16日までに看護配置の経過措置適用後の届出を** (厚労省～、9/29)

4月の診療報酬改定で設けられた入院基本料の看護師比率における減算措置の経過措置が9月末で切れるのを前に、厚生労働省は同29日、地方社会保険事務局長などに看護師比率に見合った入院基本料の届出期限を10月16日までとし、10月末までに受理されたものについては、1日にさかのぼって該当する入院基本料が算定できるとすることを通知した。合わせて、入院時生活療養費や保険外併用療養などの制度改正についても一部訂正して通知。

**■本年度中に医療療養病棟の役割を調査** (包括評価調査分科会～、9/13)

医療区分・ADL区分による診療報酬設定が導入されたのに関連し、診療報酬調査専門組織慢性期入院医療の包括評価調査分科会は13日、新たな診療報酬設定後の医療療養病棟の役割や職員配置、患者構成、区分の妥当性などを、2006年度調査として実施することを決定。08年度の診療報酬改定の資料とする。

療養病床に入院する患者分類について、①職員配置、患者構成、コストの変動、②医療区分の妥当性、③ADL区分の妥当性、④認知症加算の妥当性、⑤医療の質の変化、⑥医療診療病棟の役割、一を調査する。

**■医療貸付の利率を0.2%引き下げ** (福祉医療機構～)

独立行政法人福祉医療機構はこのほど、病院などに対する医療貸付利率(固定金利)を全項目で0.20%引き下げた。病院や診療所などの新築資金の利率を0.20%引く下げ1.90%とし、介護老人保健施設への貸付利率も0.20%下げ、2.00%とした。

**■医療安全管理者の業務指針など検討** (厚労省～、9/8)

厚生労働省は8日、医療安全対策検討会議の下部組織である「医療安全管理者の質の向上に関する検討作業部会」の初会合を開き、医療安全管理者の業務指針や業務内容に応じた研究プログラムの作成指針の検討に乗り出した。医療安全に対する国民の関心が高まる中、具体的な指針を定めることで医療安全管理者の質の向上につなげていく。

**■一般病床の平均在院日数が短縮** (06年度2月の病院報告～)

厚生労働省がまとめた2006年2月分の病院報告によると、一般病床の平均在院日数は19.8日で、前月より0.9日短縮したことがわかった。

■高齢者増の影響で国民医療費過去最高に (04年度、32兆1111億円)

2004年度の患者一部負担分を含めた国民医療費が、前年度比1.8%増の32兆1111億円となり、過去最高となったことが厚労省のまとめた「国民医療費の概要」で判明。この内65歳以上の医療費が16兆4097億円(前年比5274億円増加)、65歳未満が15兆7014億円(同463億円増)であった。1人当たりの医療費増加も65歳以上が65歳未満の4倍強であった。

■新年度一般会計予算に21.6兆円を概算要求 (厚労省～、8/25)

厚生労働省は25日、来年度の一般会計予算を本年度予算より6645億円増の21兆6062億円とする概算要求の内容を明らかにした。このうち年金・医療等に関して5288億円増の20兆1623億円を要求。新規事業では、深刻な医師不足に対応するため、公的医療団体などが参画する「地域医療支援中央会議」を設置するための予算などを計上。

■療養病床の転換は「補助金返還は不要」 (厚労省～)

厚生労働省は療養病床の転換を推進するため、国庫補助を受けて設置した療養病床の病床転換や譲渡などを行う場合に、補助金返還を不要とする特別措置を実施する。通常は国の補助金を受けて療養病床への改修や一般病床・他施設への転換には厚労相の承認が必要だが、今回は一定の手続きさえ踏めば承認があったものと同じ扱いとする。特別措置の期間は第一期医療費適正化計画が終了する2013年度末まで。

特別措置の対象となるのは、療養病床の整備を条件として医療施設近代化施設整備事業の補助金を得て改修を行った病床について、①病床数を増やさずに一般病病床に転用する、②転用せずに療養病床を減らす場合と、同事業やその他の整備事業で老朽化した病院の新築や増改築などを行った療養病床について、③介護老人保健施設などへ転用する、④介護老人保健施設などへの使用を条件に他の社会福祉法人に無償譲渡する場合。

①②については1床あたりの病室面積を6.4㎡以上確保することや、機能訓練室や談話室、患者食堂、浴室は引き続き設置することが条件となる。③④の転用対象は介護老人保健施設のほか、軽費老人ホーム、有料老人ホーム(居室おおむね13㎡以上/1人)、特養と併設するショートステイ用居室、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型介護事業所、生活支援ハウスなど。

■既存施設を取り壊す場合、1床あたり120万円を交付(介護療養型医療施設転換時の交付金)

介護療養型医療施設を介護老人保健施設などに転換した場合、市町村交付金として、既存の施設を取り壊し新規に建物を建て替える場合に転換病床1床あたり120万円を交付する。既存施設を取り壊さないで新規に施設を建てる場合は100万円、屋内改修は50万円の交付。2011年度までの6年間の時限措置。

■療養病床の入院基本料など1.4点引き下げを答申 (中央社会保険医療協議会～)

中央社会保険医療協議会は9日、厚生労働大臣から諮問があった療養病床に入院する高齢者の自己負担変更に伴う診療報酬点数について、入院時食事療養費に代えて入院時生活療養費を支給することにあわせて、療養病床の入院基本料や特定入院料を一律1.4点引き下げる答申をまとめた。このほか、特定療養費制度の保険外併用療養費制度への変更、評価療養・選定療養の指定一なども答申に盛り込んだ。保険外併用療養費用制度創設に伴う特定承認保険医療機関制度の廃止なども決定。いずれも10月スタートとなる。

以上